第二条第一号の次に次の一号を加える。

二　欧州連合の供給者　物品等又は特定役務を提供し、又は提供しようとする次に掲げる者をいう。

イ　日欧協定第一・二条(q)に規定する欧州連合構成国の国民

ロ　日欧協定第八・二条(n)(i)に規定する法人

第三条第一項中「、特定地方公共団体」の下に「又は中核市」を加え、同項第三号中「特定地方公共団体」の下に「又は中核市」を加え、「及び」を「又は」に改め、同項第四号中「特定地方公共団体」を「中核市」に改め、同項第五号中「特定地方公共団体」の下に「又は中核市」を加え、同条第二項中「にあっては」を「には」に改める。

第五条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　中核市の長は、地方自治法施行令第百六十七条の五の二の規定により特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めた場合には、次の各号のいずれにも該当する場合を除き、欧州連合の供給者が当該資格を有する者であるかどうかにかかわらず、欧州連合の供給者を当該資格を有する者として取り扱わなければならない。

一　地方自治法施行令第百六十七条の五第一項の規定により当該入札に参加する者の経営の規模に関する必要な資格を定めた場合には、日欧協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)の中小企業が当該資格を有する者に含まれる場合として総務大臣が定める場合に該当する場合

二　前号に掲げるもののほか、地方自治法施行令第百六十七条の四、第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の五の二の規定により当該入札に参加する者に必要な資格を定めた理由及び当該資格の内容が、日欧協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)の規定の適用のための要件として総務大臣が定める要件に適合する場合

第九条中「規定は、」の下に「特定地方公共団体の締結する」を加える。

第十条第十項中「第百六十七条の二第一項第九号」を「第百六十七条の二第一項（第九号に係る部分に限る。）」に改め、「第四項」の下に「並びに地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項（第九号に係る部分に限る。）、第三項及び第四項」を加え、同条第十三項中「第百六十七条の二第一項第八号及び第二項」を「第百六十七条の二第一項（第八号に係る部分に限る。）及び第二項並びに地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項（第八号に係る部分に限る。）及び第二項」に改める。

第十一条第一項中「特定調達契約」を「特定地方公共団体の締結する特定調達契約」に、「第百六十七条の二第一項第五号、第八号若しくは第九号」を「第百六十七条の二第一項（第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）若しくは地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項（第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）」に改め、同項第六号ただし書中「第百六十七条の二第一項第二号」の下に「又は地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項第二号」を加え、同条第二項中「特定調達契約」を「特定地方公共団体の締結する特定調達契約」に、「第百六十七条の二第一項第八号又は第九号」を「第百六十七条の二第一項（第八号及び第九号に係る部分に限る。）又は地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項（第八号及び第九号に係る部分に限る。）」に、「同条第四項」を「地方自治法施行令第百六十七条の二第四項及び地方公営企業法施行令第二十一条の十四第四項」に改める。

第十三条中「及び」を「又は」に改め、「特定地方公共団体」の下に「又は中核市」を加える。

第十四条の見出し中「特定地方公共団体」を「特定地方公共団体等」に改め、同条中「特定地方公共団体」の下に「又は中核市」を加え、「これを」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定は、この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

総務大臣　石田　真敏
内閣総理大臣　安倍　晋三

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成三十二年三月三十一日」を「平成三十五年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

条約

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十四号

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正

第一条　改正

第一条4

議定書第一条4中「又は附属書E」を「、附属書E又は附属書F」に改める。

第二条5

議定書第二条5中「及び第二条のH」を「、第二条のH及び第二条のJ」に改める。

第二条8(a)、9(a)及び11

議定書第二条8(a)及び11中「第二条のI」を「第二条のJ」に改める。

議定書第二条8(a)に後段及び後段ただし書として次のように加える。

その合意には、第二条のJに定める消費量又は生産量に関する義務を含めることができる。ただし、関係締約国の消費量又は生産量の算定値の合計が同条に定める限度を超えないことを条件とする。